

## よくあるご質問

2024年6月14日現在  
記載の内容は予告なく改定されることが  
ありますのでご了承ください

### 住民税非課税以外の免除等に関すること

Q1.住民税は非課税ではなかったのですが、他に免除になる要件はありますか？

A1.償還開始以降以下の要件に該当する場合、免除申請が可能です。申請方法については、以下の問い合わせ先にご連絡ください。

- ・生活保護を受給した場合
- ・精神保健福祉手帳（1級）または身体障害者手帳（1級または2級）の交付を受けた場合
- ・以下①～④すべてに当てはまる場合
  - ①償還開始になってから12か月以上の償還できていない金額がある
  - ②分納や少額返済等これまで償還をしたことがある
  - ③借受人及び世帯主の住民税所得割が非課税である
  - ④次のどれかに当てはまる世帯である
    - (ア) 高齢者のみ世帯（65歳以上）
    - (イ) 障害者世帯
    - (ウ) ひとり親世帯

Q2.償還免除にならなかつたらどうしたらよいですか？

A2.償還していただく必要があります。（よくあるご質問「貸付金の償還に関すること」をご覧ください。）  
なお、病気や失業、収入減少、その他の事情により償還が困難な場合には、償還が猶予できる場合があります。

Q3.償還猶予とは何ですか？

A3.病気や失業、収入減少、その他の事情により償還が困難な場合に、償還していただくのを一定期間（最長1年間）先送りにできる制度です。

Q4.償還猶予の手続きをしたいのですが。

A4.以下の問い合わせ先にご連絡ください。対象の可否や提出書類等についてご案内します。

#### 問い合わせ先

〒338-0001 埼玉県さいたま市中央区上落合2-11-27

**埼玉県社会福祉協議会 コロナ特例償還・免除事務担当**

【電話番号】050-2018-1839 【受付時間】平日 9:00～17:00

<https://www.fukushisaitama.or.jp/site/>